

復 興 整 備 計 画
（第9回変更）

大船渡市・岩手県

平成25年12月26日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）
大船渡市の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり）
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）
① 被災住居を低地から高台へ集団移転することにより、想定される最大級の津波（レベル2：数百年から千年に1回の確率で発生する津波）及び高潮から人命や財産を守る。 ② 地域の地形特性を踏まえるほか、高齢化や人口減少等も見据えながら、コンパクトな集落づくりを進める。 ③ 移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、地域住民参加のもとに、水産業や農業の再生等地域振興につながる活用策と計画的な秩序ある利用開発を検討する。 ④ 津波浸水リスクを十分考慮しながら、被災経験を教訓とした再生可能エネルギーの活用による地産地消・地域分散型エネルギー社会の構築を図り、災害に強い都市基盤の形成や地域特性を生かした産業振興を図る。 ⑤ 被災した中心市街地においては、土地の嵩上げによって想定される最大級の津波でも浸水しない安全な宅地を確保するとともに、浸水が想定される区域についても、一時避難場所や避難路のほか、商業業務施設の早期再建の場となる拠点エリアを整備することにより、産業経済の復興を牽引する。
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 災害に強い地域づくりを推進するため、被災住居を高台や嵩上げた安全な宅地に移転集約する。これに伴い、移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、住宅の建設を禁止するとともに、地区・地域の特性を考慮したうえで、水産関連産業の集積や農地の復旧、商業・業務系用途等地域振興につながるよう有効に活用する。 また、再生可能エネルギー発電施設用地を津波浸水リスクのない地区も含め、分散的に選定し、災害時の緊急復旧対応や移転跡地等における産業振興に大きく貢献する安定的な電力供給体制を確保する。 なお、地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。
(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） ①門之浜地区(A地区)、小河原地区(K地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、宅地等の嵩上げによる防潮・防災機能の付加、山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。（小河原地区については、一部において住居系土地利用を図る。） ②小細浦地区(B地区)、峰岸地区(M地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。 ③田浜地区(C地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。

④崎浜地区(D地区)	：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系、緑地・農地系及び商業系を中心とした土地利用を図る。 商業・業務系
⑤泊地区(E地区)、浦浜地区(F地区)、浦浜南地区(L地区)	：浸水区域内の住居、教育施設等の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。
⑥上甲子地区(G地区)	：津波浸水リスクのない地区の一定規模の土地を有効に活用し、再生可能エネルギーを活用した電力供給拠点施設（大規模太陽光・メガソーラー発電所）を整備することにより、災害に強い都市基盤の形成、農林業の振興及び環境と共生した持続可能なまちづくりを行う。
⑦大船渡駅周辺地区(H地区)、大船渡(津波復興拠点)地区(I地区)	：土地の嵩上げによる安全な宅地の創出、山側への避難路の確保、一時避難場所の整備等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。浸水想定区域は、商業業務施設の早期再建等により、産業経済の復興を牽引する都市機能の維持・形成に資するまちづくりを行うとともに、水産加工等産業系を中心とした土地利用を図る。
⑧清水地区(J地区)	：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。
⑨中赤崎地区(N地区)	：浸水区域内の住居、教育施設等の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、災害に強い基幹道路の整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等臨海地域は、漁業・水産系及び工業系を中心とした土地利用を図る。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	H地区	事業の名称：大船渡駅周辺地区土地区画整理事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成32年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	A地区	事業の名称：門之浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	B地区	事業の名称：小細浦地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度

	C 地区	事業の名称：田浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	D 地区	事業の名称：崎浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 平成25年度
	E 地区	事業の名称：泊地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	J 地区	事業の名称：清水地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	K 地区	事業の名称：小河原地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
	L 地区	事業の名称：浦浜南地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
	M地区	事業の名称：峰岸地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	F 地区	事業の名称：越喜来小学校・越喜来こども園改築事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	I 地区	事業の名称：大船渡地区津波復興拠点整備事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

		実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：津波復興拠点整備事業（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
	N 地区	事業の名称：赤崎小学校改築事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	G 地区	事業の名称：五葉山太陽光発電事業 実施主体：五葉山太陽光発電合同会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度～平成32年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	C地区	保安林	解除		0.1890	
2	都市施設の整備に関する事業	F地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		4 (3.67) 3.67	
3	その他施設の整備に関する事業	G地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		5 (5.37) 5.37	
4	都市施設の整備に関する事業	N地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		2 (1.77) 1.77	
5							

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	E地区					○						
2	集団移転促進事業	C地区					○						
3	その他施設の整備に関する事業	G地区	○										
			○										
4	集団移転促進事業	J地区	○										
			○										
5	集団移転促進事業	K地区	○										
			○										
6	集団移転促進事業	L地区	○										
			○										
7	集団移転促進事業	M地区	○										
			○										
8	集団移転促進事業	D地区	○										
			○										
9													

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

大船渡市 土地利用構想図

上甲子地区の土地利用方針
○災害に強い都市基盤の形成
○農林業の振興
○環境と共生した持続可能な地域社会の形成

大船渡市の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤等による津波対策の検討、道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網と道路ネットワークの確保
- 災害に強い都市基盤の形成
- 地域特性を生かした産業振興と土地利用
- 環境と共生した持続可能な地域社会の形成

中赤崎地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・災害に強い基幹道路の整備
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- ・小学校等公共・公益施設の移転

 ○山側への安全な避難路の確保
○安全な道路ネットワークの確保
○水産業と港湾を中心とした産業の振興

崎浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網の確保
- 商業系の土地利用
- 水産業の振興

泊地区、浦浜地区、浦浜南地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
 - ・教育施設等の近傍高台への移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- まちの拠点形成、水産業の振興

大船渡駅周辺地区、大船渡(津波復興拠点)地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・JR 大船渡線から山側の土地の嵩上げによる防潮機能の確保
 - ・土地区画整理事業によって嵩上げし、宅地を再建
- 山側への安全な避難路の確保
- 道路機能の強化、安全な道路ネットワークの確保
- 適切な土地利用の誘導
 - ・大船渡駅周辺への商業機能の集積
 - ・浸水想定区域は、産業系土地利用へ転換

田浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興

清水地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 水産業の振興

小細浦地区、峰岸地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤等による津波対策の検討
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興

門之浜地区 (A地区)

門之浜地区、小河原地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転。一部住宅地は、宅地嵩上げなどを実施

 ○山側への安全な避難路の確保
○安全な道路ネットワークの確保
○水産業の振興

小細浦地区 (B地区)

清水地区 (J地区)

田浜地区 (C地区)

中赤崎地区 (N地区)

大船渡駅周辺地区 (H地区)

大船渡(津波復興拠点)地区 (I地区)

峰岸地区 (M地区)

小河原地区 (K地区)

泊地区 (E地区)

浦浜南地区 (L地区)

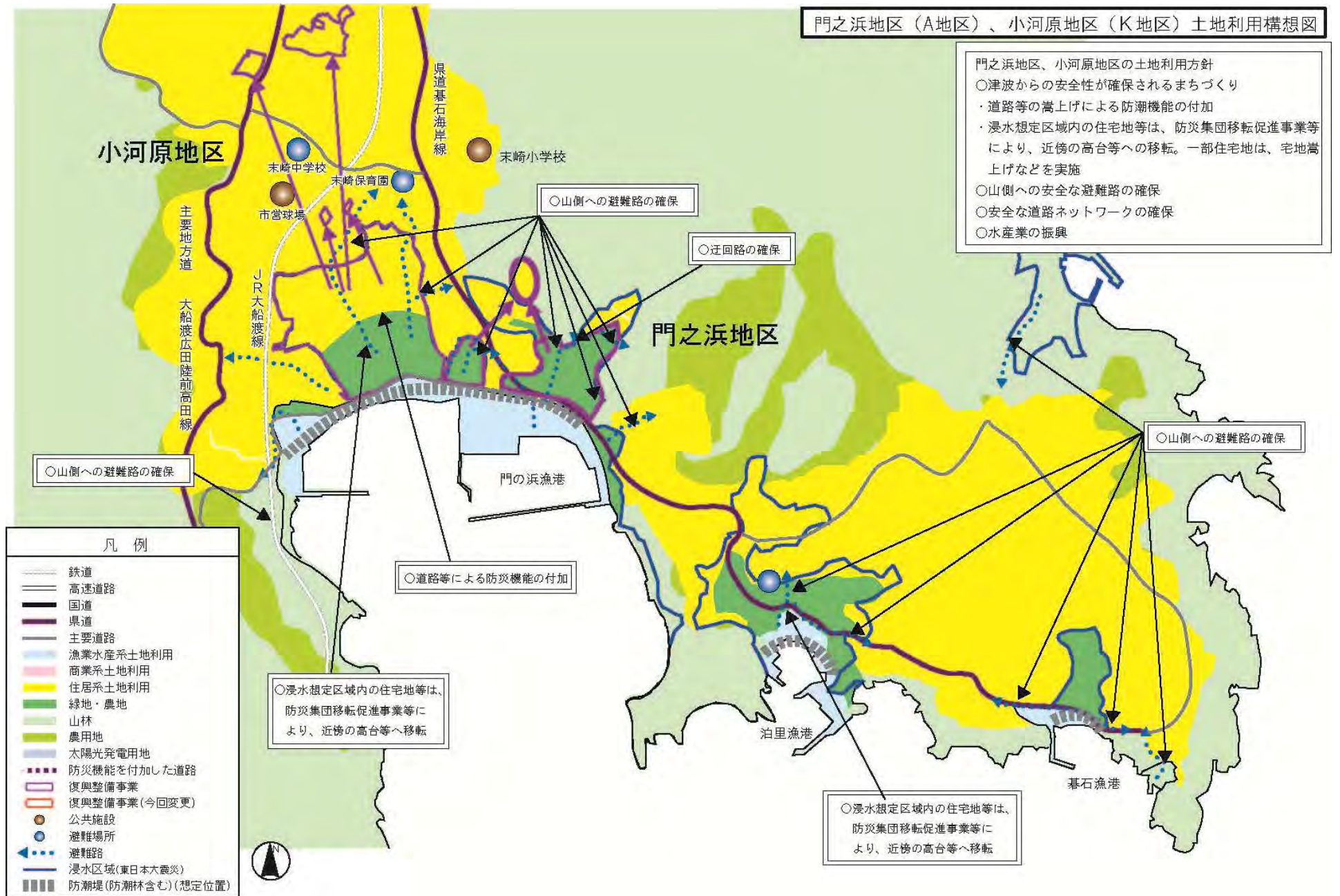
浦浜地区 (F地区)

崎浜地区 (D地区)

上甲子地区 (G地区)

凡 例	
鉄道路線	鉄道 (JR大船渡線)
鉄道路線	鉄道 (三陸鉄道南リアス線、岩手開発鉄道)
道路	高速道路
道路	国道
道路	県道
道路	主要道路
土地利用	漁業水産系・工業系土地利用
土地利用	商業系土地利用
土地利用	住居系土地利用
土地利用	緑地・農地
土地利用	山林
土地利用	農用地
土地利用	太陽光発電用地
土地利用	復興整備計画区域 (今回変更)
土地利用	復興整備計画区域 (今回変更)
土地利用	復興整備事業 (今回変更)
土地利用	公共施設
土地利用	浸水区域 (東日本大震災)
土地利用	防潮堤 (防潮林含む) (想定位置)

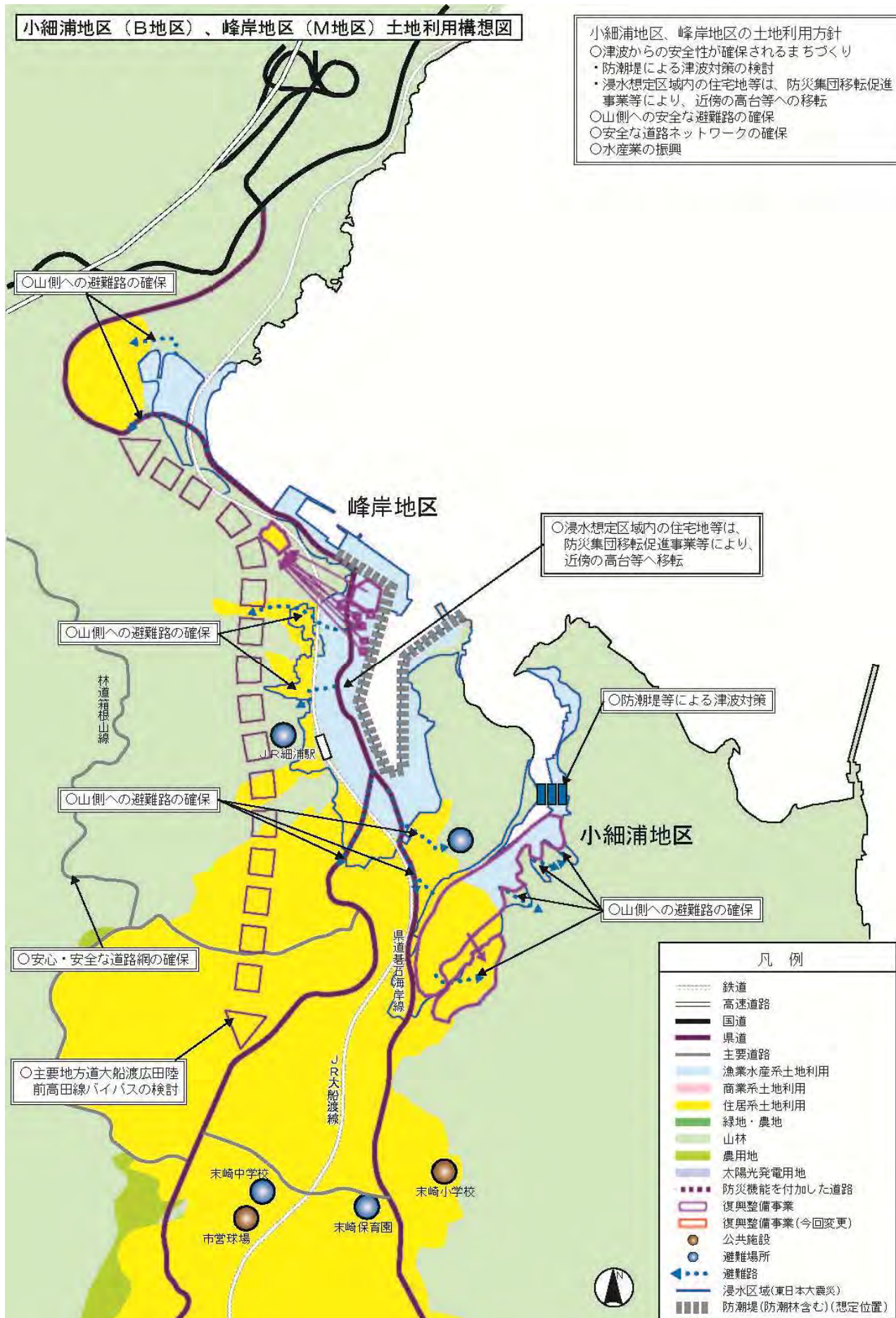
門之浜地区（A地区）、小河原地区（K地区）土地利用構想図



小細浦地区（B地区）、峰岸地区（M地区）土地利用構想図

小細浦地区、峰岸地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤による津波対策の検討
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興



田浜地区（C地区）土地利用構想図

田浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興

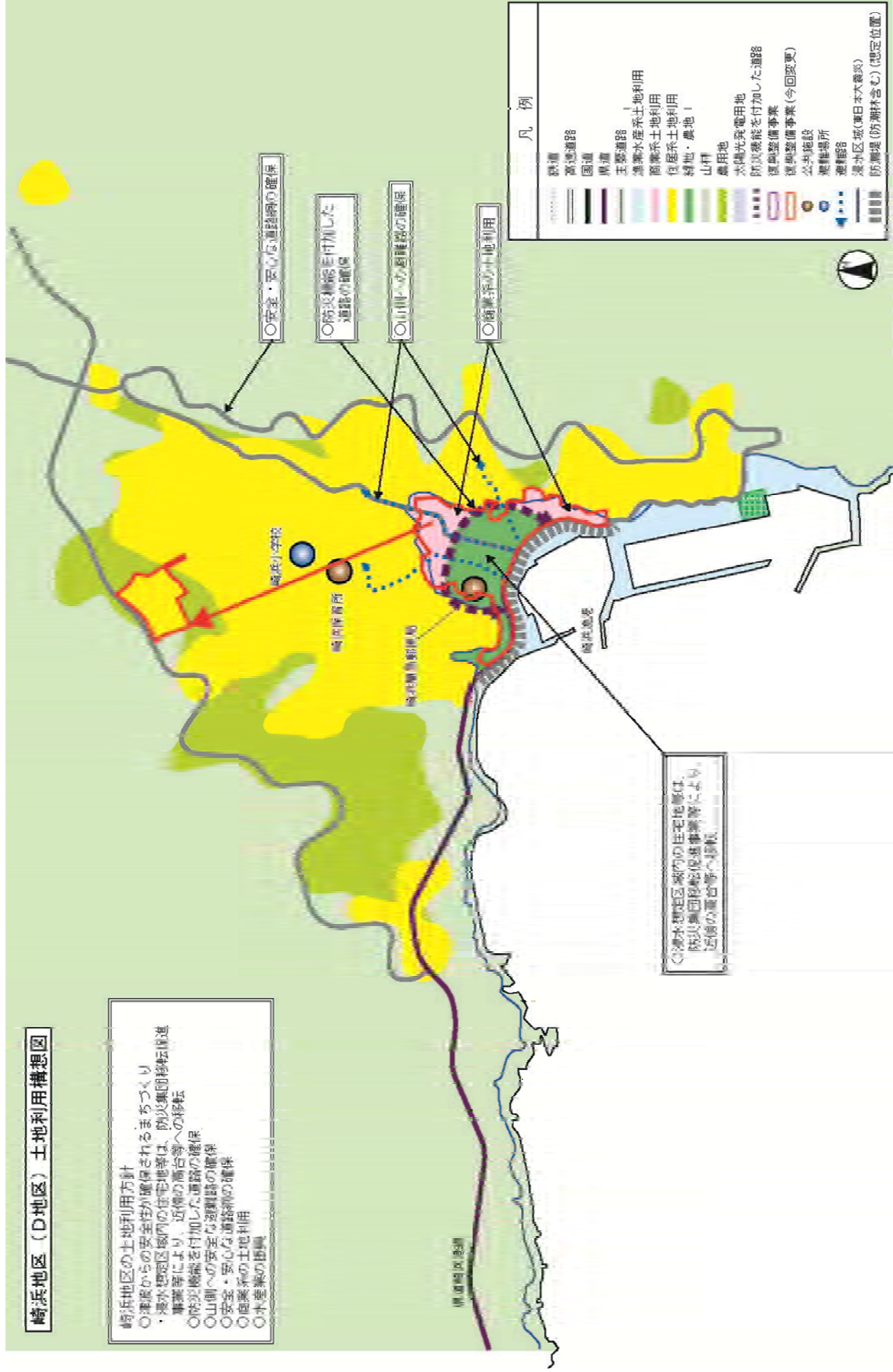
凡 例	
	鉄道
	高速道路
	国道
	県道
	主要道路
	漁業水産系土地利用
	商業系土地利用
	住居系土地利用
	緑地・農地
	山林
	農用地
	太陽光発電用地
	防災機能を付加した道路
	復興整備事業
	復興整備事業（今回変更）
	公共施設
	避難場所
	避難路
	浸水区域（東日本大震災）
	防潮堤（防潮林含む）（想定位置）



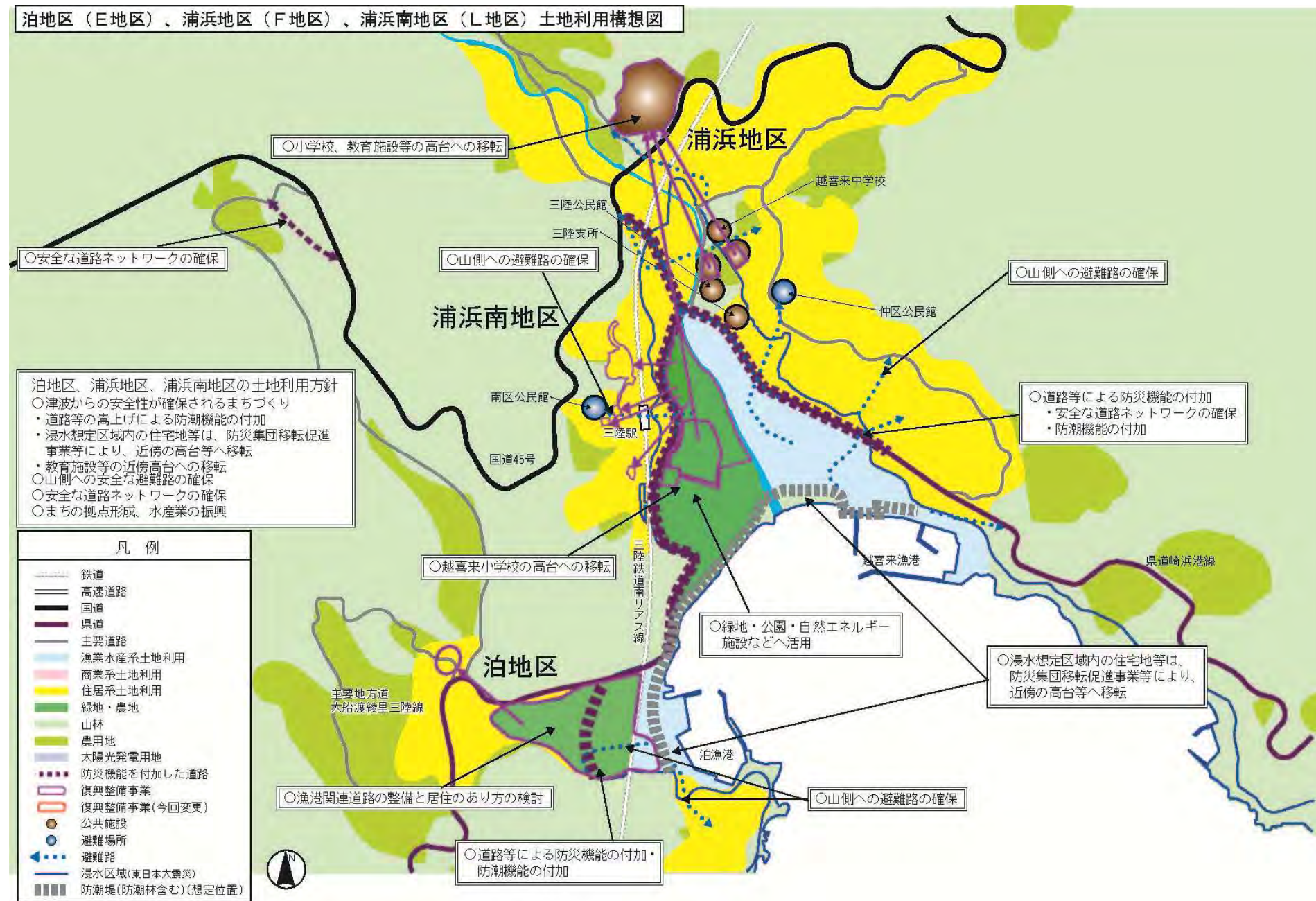
崎浜地区（D地区）土地利用構想図

崎浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- ・洪水想定区域内の住宅地等は、防火集団移転促進事業等により、近隣の高台等への移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な道路網の確保
- 安全・安心な道路網の確保
- 商業系の土地利用
- 水産業の振興



泊地区（E地区）、浦浜地区（F地区）、浦浜南地区（L地区）土地利用構想図



上甲子地区（G地区）土地利用構想図

上甲子地区の土地利用方針

- 災害に強い都市基盤の形成
- 農林業の振興
- 環境と共生した持続可能な地域社会の形成

凡 例	
	鉄道
	高速道路
	国道
	県道
	主要道路
	漁業水産系土地利用
	商業系土地利用
	住居系土地利用
	緑地・農地
	山林
	農用地
	太陽光発電用地
	防災機能を付加した道路
	復興整備事業
	復興整備事業(今回変更)
	公共施設
	避難場所
	避難路
	浸水区域(東日本大震災)
	防潮堤(防潮林含む)(想定位置)



大船渡駅周辺地区（H地区）、大船渡（津波復興拠点）地区（I地区）土地利用構想図

大船渡駅周辺地区、大船渡（津波復興拠点）地区の土地利用方針
○津波おこしの安全性が確保され

○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- JR 大船渡線から山側の土地の嵩上げによる防潮機能の確保
- 土地区画整理事業によって嵩上げし、宅地を再建

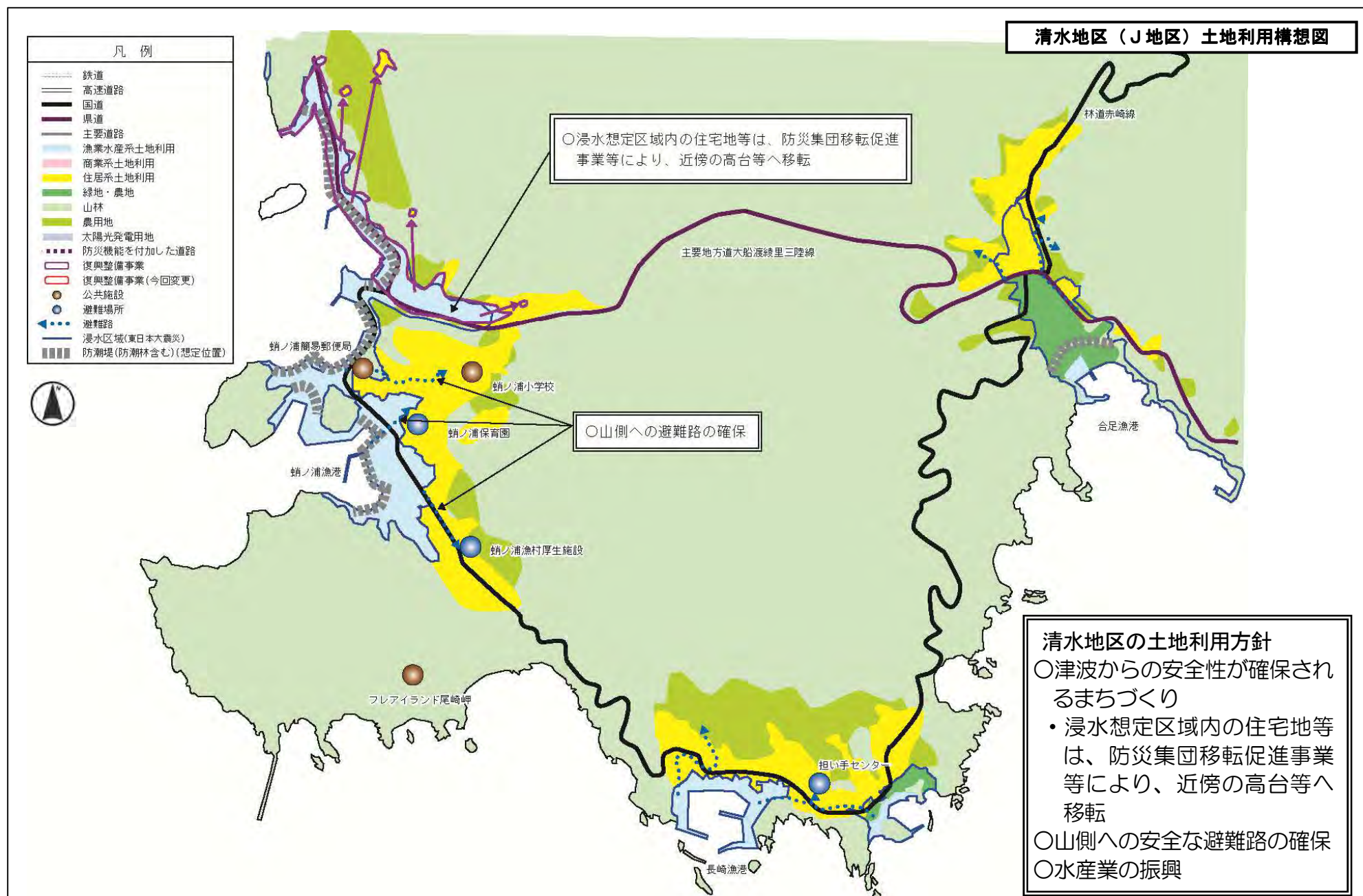
○山側への安全な避難路の確保

- 山側への安全な避難路の確保
- 道路機能の強化、安全な道路ネットワークの確保

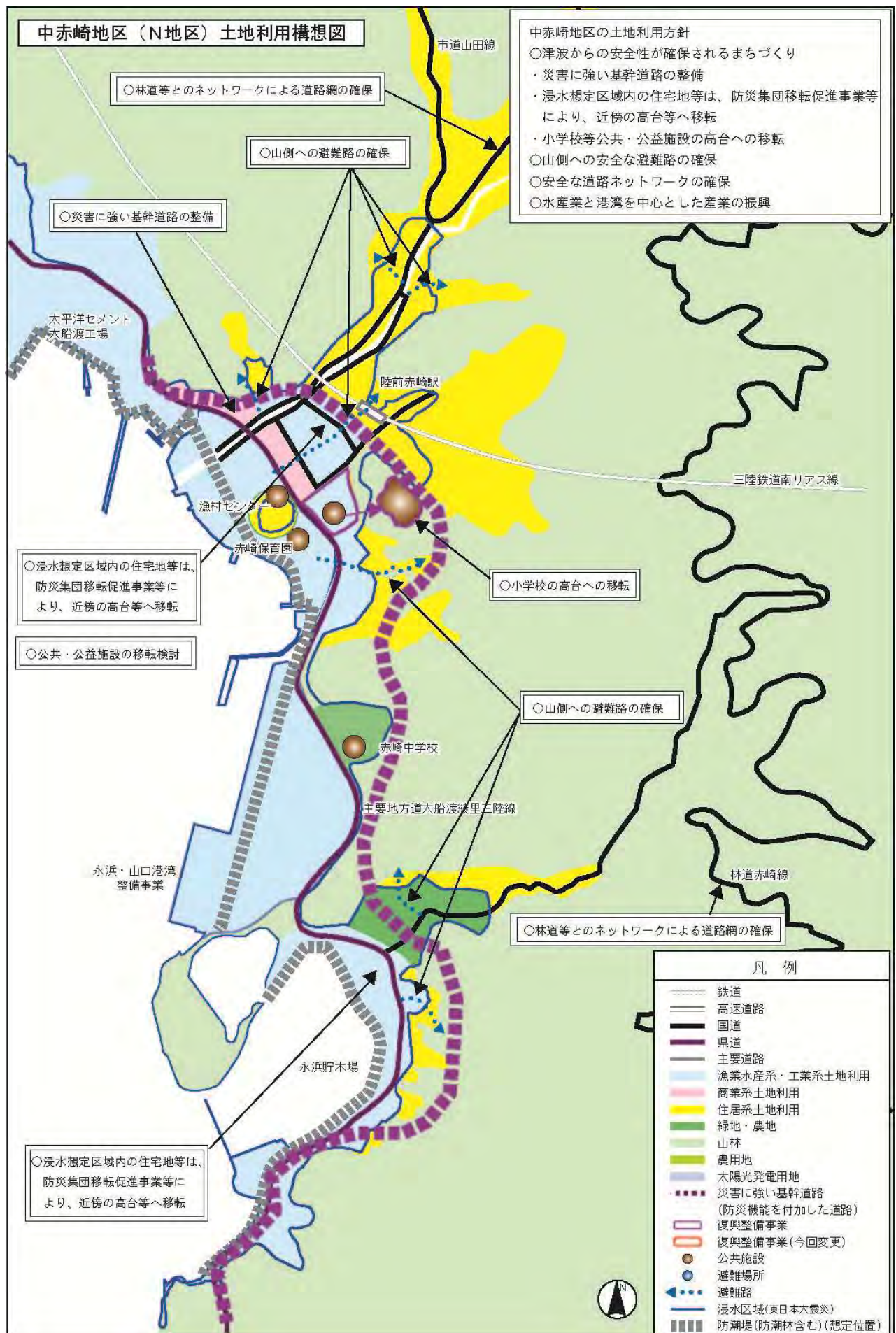
○適切な土地利用の誘導

- ・大船渡駅周辺への商業機能の集積
- ・浸水想定区域は、産業系土地利用へ転換

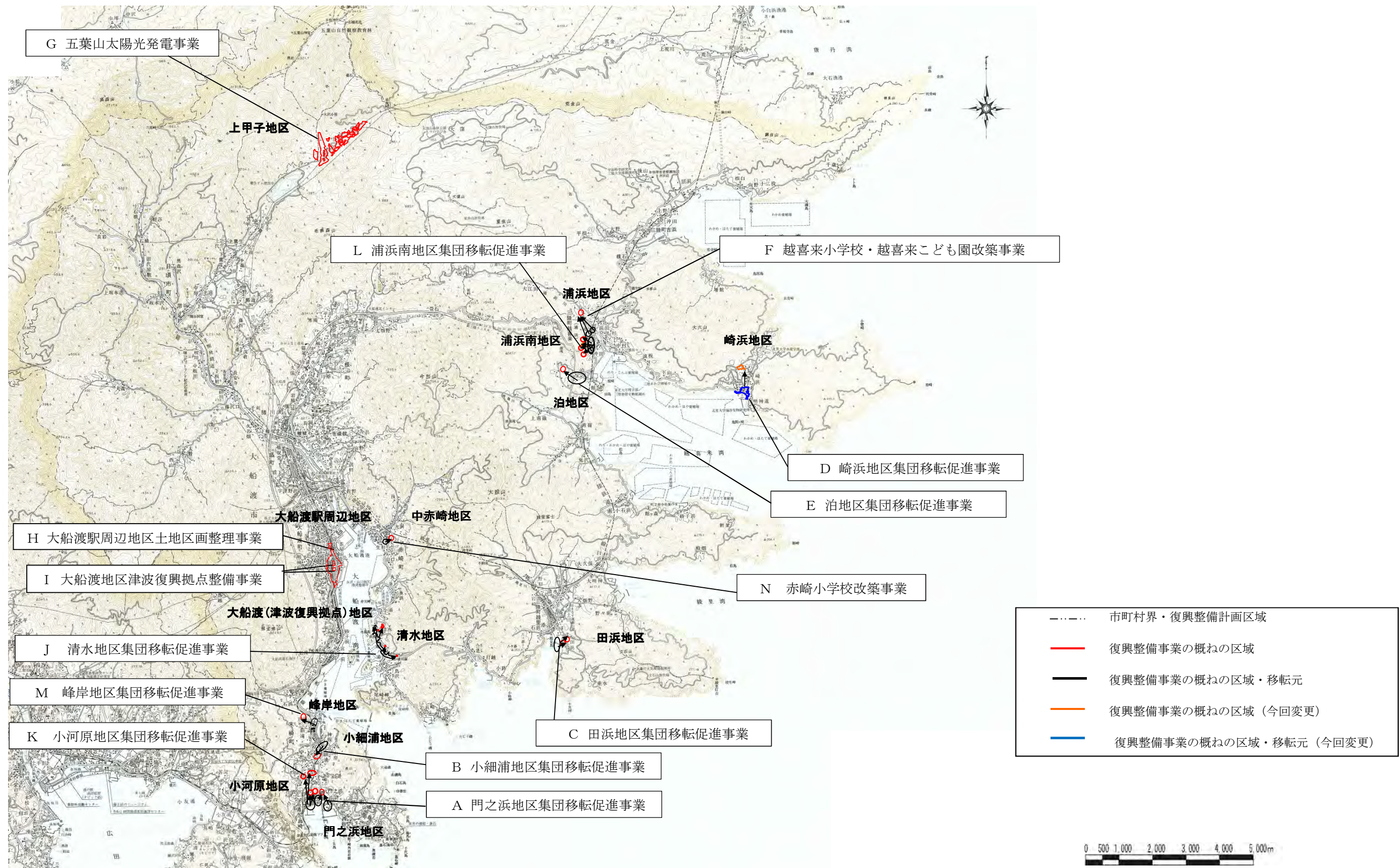




中赤崎地区（N地区）土地利用構想図

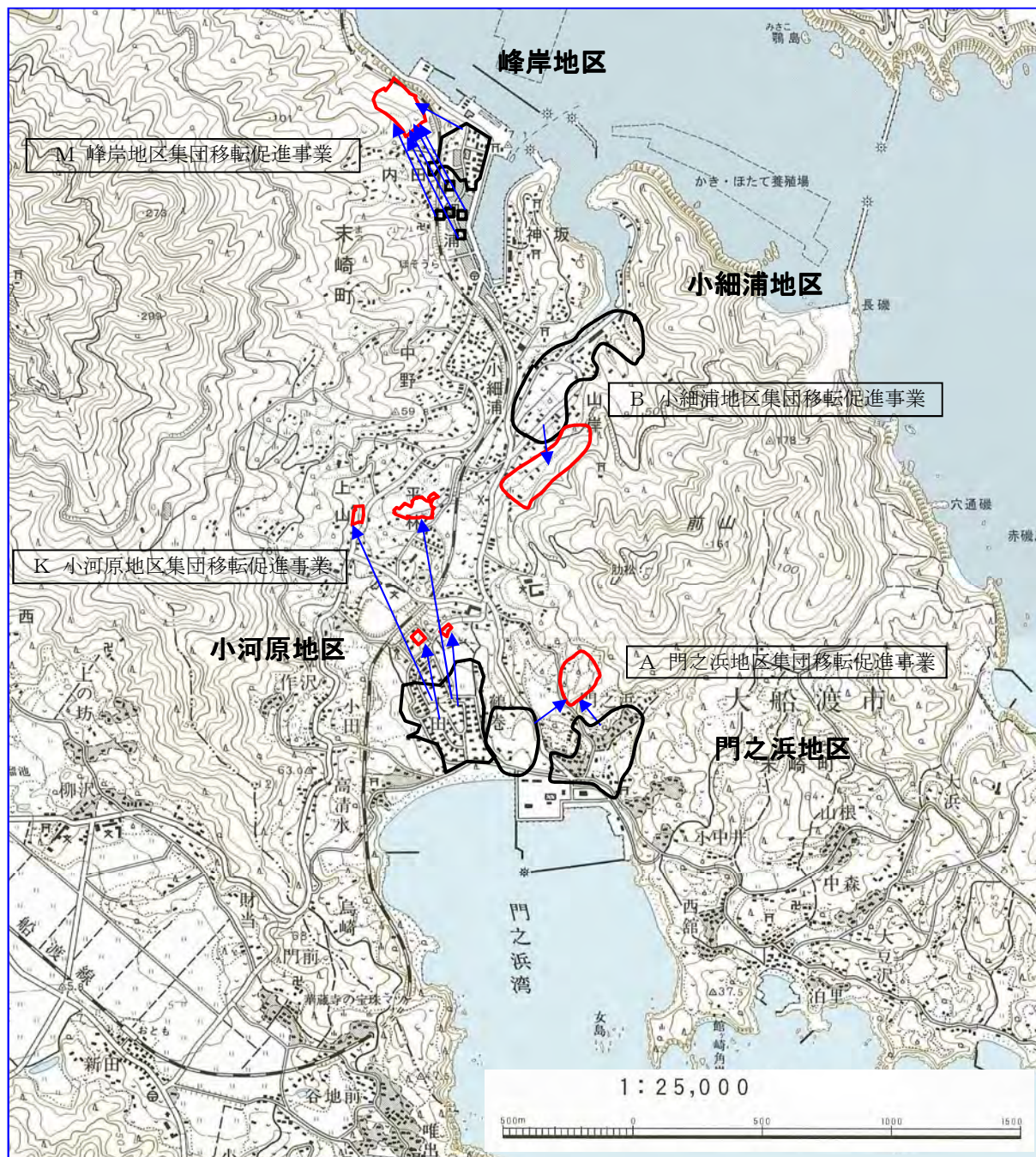


復興整備事業総括図



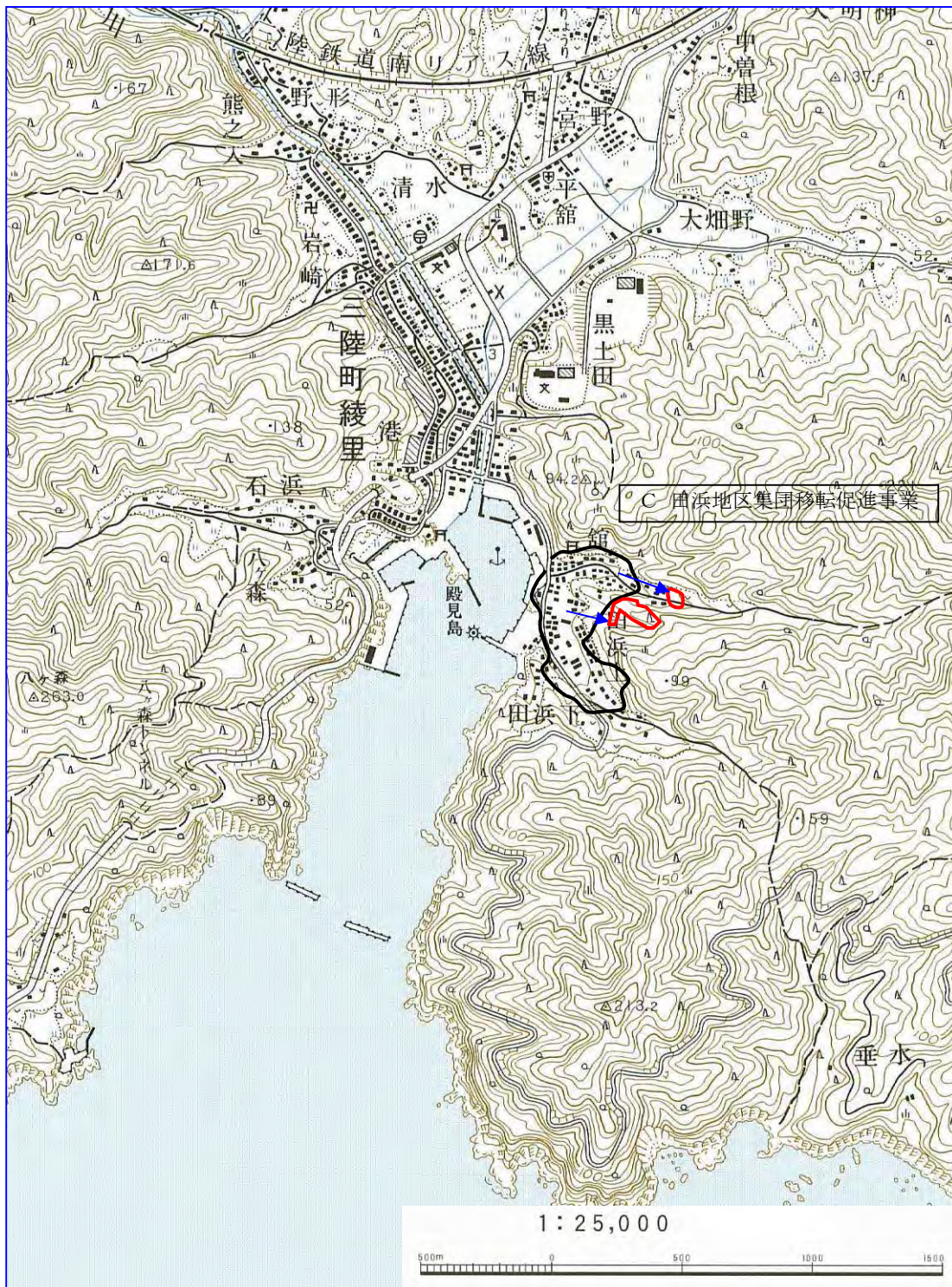
復興整備事業総括図

(門之浜地区、小細浦地区、小河原地区、峰岸地区)



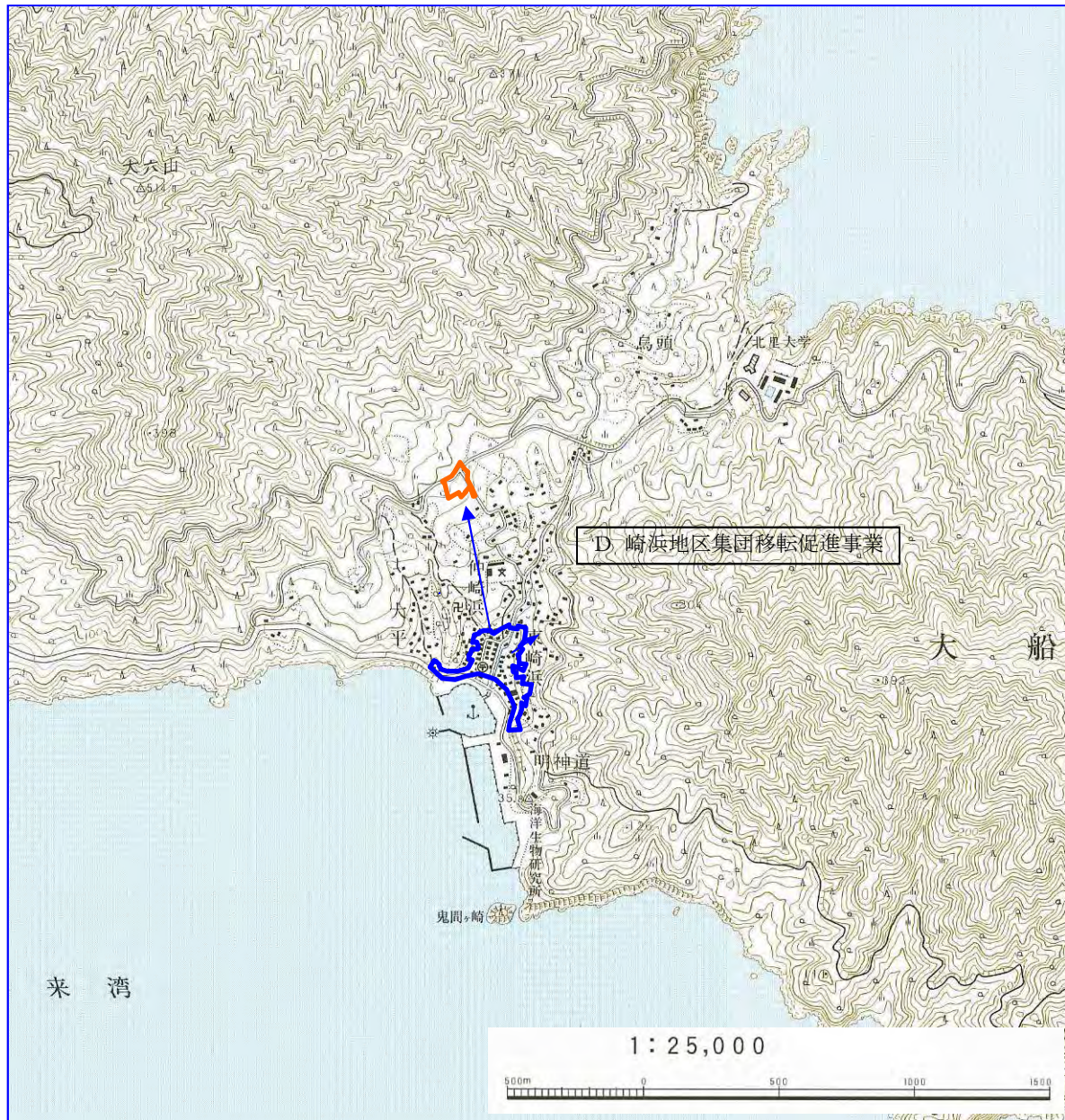
- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図（田浜地区）



- ...— 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

復興整備事業総括図 (崎浜地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

(泊地区、浦浜地区、浦浜南地区)



----- 市町村界・復興整備計画区域

— 復興整備事業の概ねの区域

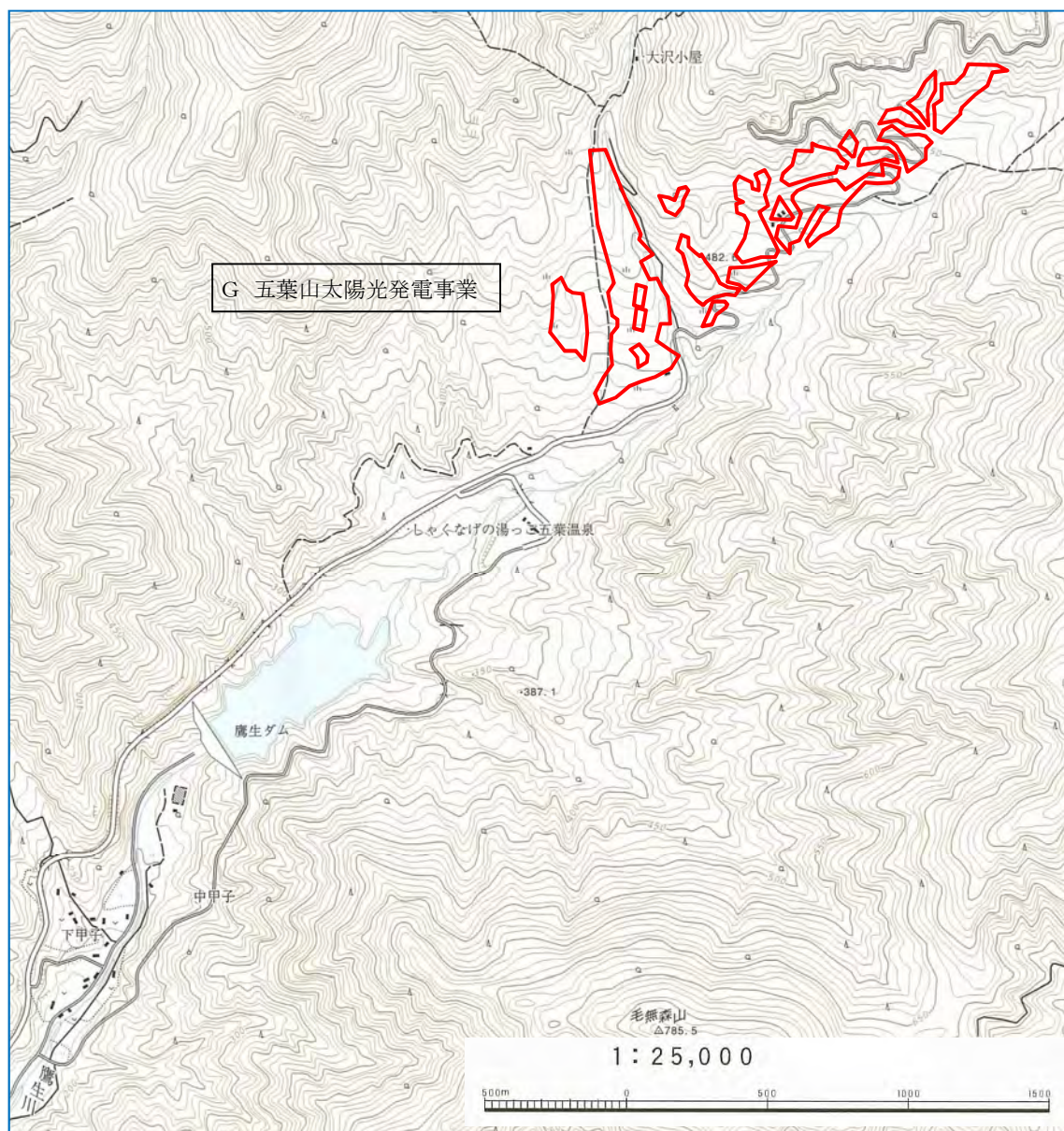
— 復興整備事業の概ねの区域・移転元

— 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）

— 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

復興整備事業総括図

(上甲子地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

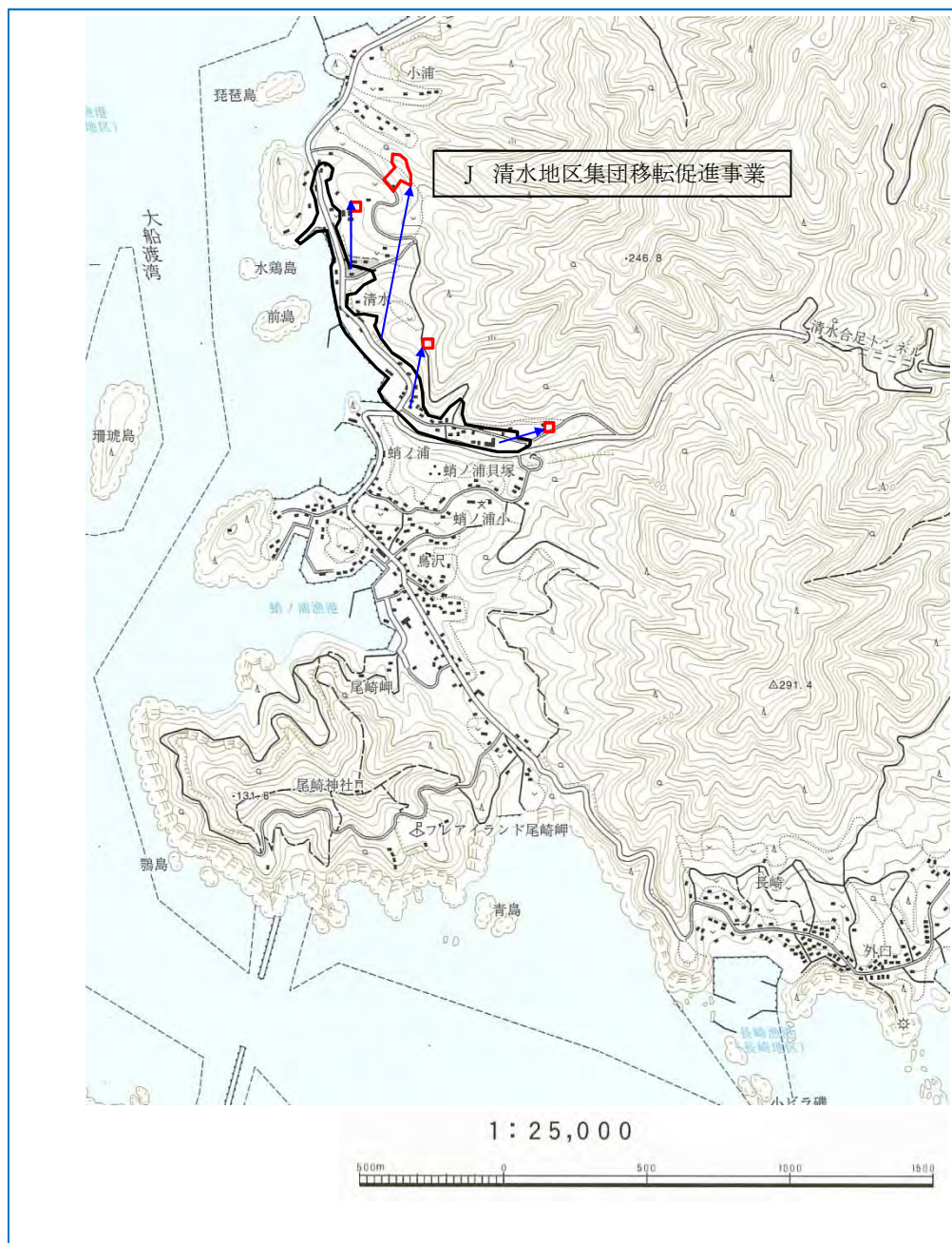
復興整備事業総括図

(大船渡駅周辺地区、大船渡(津波復興拠点)地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

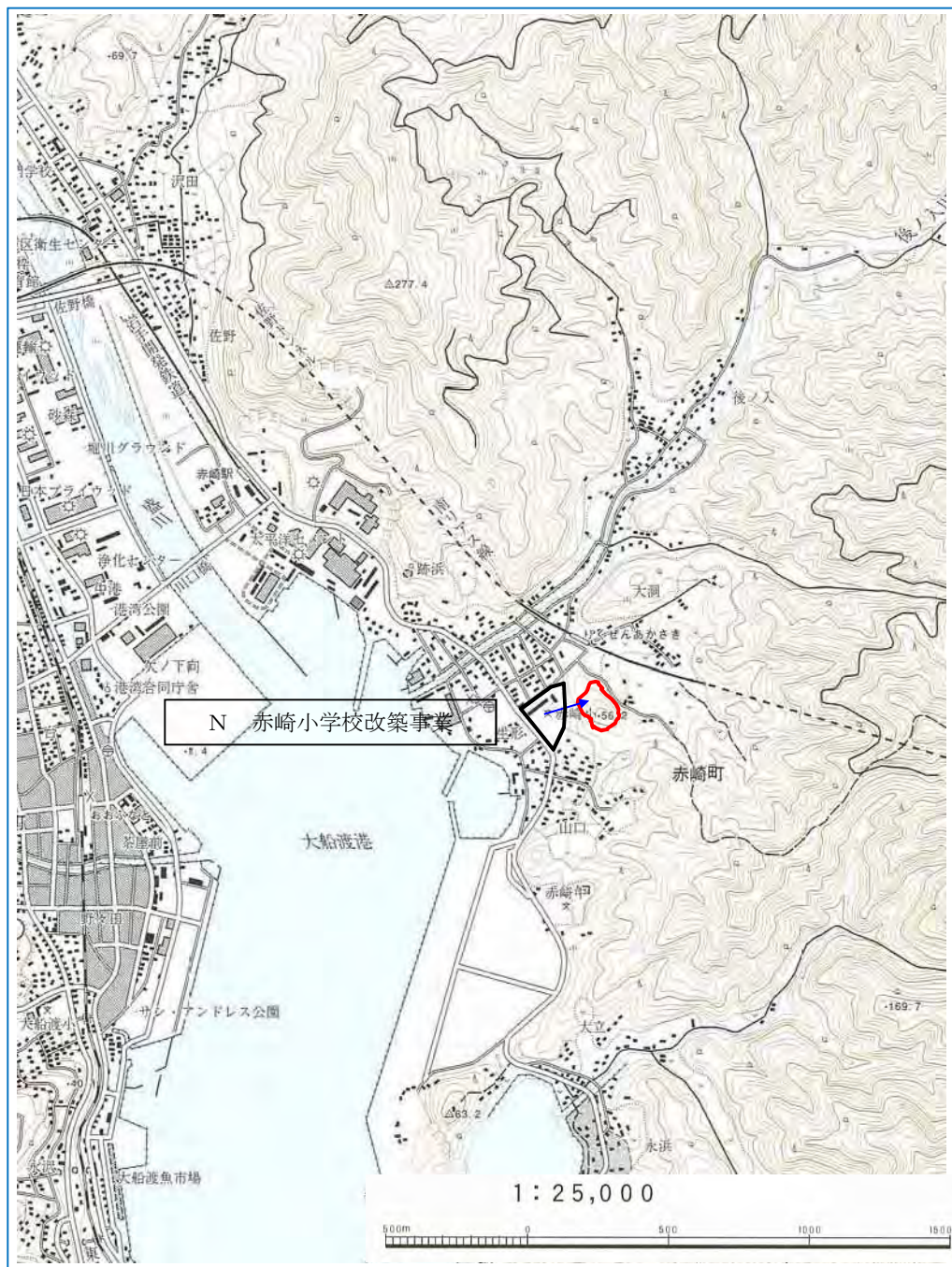
復興整備事業総括図 (清水地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

(中赤崎地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係
(農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・ 本市の農業振興基本計画に基づき、農業経営の安定化及び担い手の確保に係る施策を推進し、本市農業の健全な発展を促す。
- ・ 津波による被害を受けた地区の農地については、早期に復旧し、生産高の回復を図る。
- ・ 津波による被害を受けなかった地区の遊休農地については、土地基盤の整備による労働能率の向上や農作業の受委託を推進する。
- ・ 津波による被害を受けなかった地区の農地については、県事業等を活用しながら、関係機関と連携し、生産性・収益性の高い農業の実現を図る。
- ・ 肉用牛生産及び酪農についても、意欲ある担い手農家の確保・育成と放牧の集約化等による生産コストの低減に努めるほか、消費者ニーズに対応した畜産物の生産・加工・流通に係る取り組みを推進する。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・ 経営再開マスタープランを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努め、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業（県事業）等により、生産組合の設備導入に対し、支援を図る。
- ・ 津波による被害を受けた沿岸部の農地(約51ha)については、農地等災害復旧事業（県事業）の実施により早期に復旧を図るとともに、吉浜地区の農地については、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）によりほ場整備(約47ha)を実施するほか、赤崎地区、綾里地区及び吉浜地区において設置されている復興組合により、農地の瓦礫除去や除草等を実施し、早期の営農再開を図る。
- ・ 津波により流出した農業機械や地震で被害を受けた農業用施設については、東日本大震災農業生産対策交付金（国事業）や農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（国事業）を活用して再整備を進め、早期の営農再開を図る。
- ・ 津波による被害を受けなかった農地については、山間地域農産物価格支持対策事業（市事業）等により経営の安定化を図りながら、ピーマン、きゅうり、いちご、たまねぎ、菌床しいたけ等地域特性を生かした高収益作物の生産を推進する。
特にも日頃市地区においては、農産漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業を活用して、新たな菌床しいたけ栽培施設6棟を整備し、生産量の早期回復に努めるほか、地区内の花きセンターを活用した菊及び橘の生産集約やトマト、いちご等の施設園芸に併せた電照栽培の導入、パイプハウスを活用したタラノメ栽培等新規作物の栽培の推進に取り組む。
- ・ 岩手県随一の冬季温暖な気候を生かした冬春野菜（キャベツ、ほうれんそう等）の生産等については、三陸みらい園芸産地づくり交付金等を活用したパイプハウスで施設型農業の振興を図り、周年生産型農業を目指すほか、大船渡市農業協同組合においては、地域特産物である小枝柿について、加工品の生産拡大と商品価値工場を図るため、復興交付金を活用して処理加工・集出荷施設（平成25年度着工）を日頃市地区に整備する等、地域の実情に応じた農業を推進する。
- ・ 肉用牛生産及び酪農についても、意欲ある担い手農家を中心とする、経営体育成支援事業等を活用した施策展開、土地の有効活用を図るための集約的な放牧、肉用牛の生産団地化等により効率化・低コスト化を図るとともに、多様化している消費者ニーズに的確に対応する。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い農業を実現するため、どのような農業を目指していくのか明確に記入する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記入する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）
・ 津波による被害を受けた沿岸部の農地(約51ha)については、農地等災害復旧事業（県事業）の実施により早期に復旧するほか、吉浜地区の農地については、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）によりほ場整備(約47ha)を実施し、優良農地として確保する。 ・ 当市の第5次大船渡市農業振興基本計画に基づく肉用牛の目標頭数は160頭とされており、夏虫山放牧場(約150ha)及び大窪山放牧場(約180ha)において、目標頭数に必要な草地基盤を確保する。 ・ 住宅地や事業用地への農地転用は必要最小限とし、農用地区域や第1種農地等は今後も優良農地として確保する。 ・ 農地の利用集積、越喜来地区・夏虫山放牧場及び吉浜地区・大窪山放牧場への集約的な放牧及び機械導入による農作業の省力化・低コスト化による生産性の高い近代的農業経営の実施により、耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。
② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）
・ 吉浜地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）により、優良農地として利用する。 ・ 意欲ある担い手への農地の利用集積を進め、ピーマン、きゅうり、いちご、たまねぎ、菌床しいたけ等地域特性を生かした高収益作物及び冬春野菜（キャベツ、ほうれんそう等）の組み合わせによる周年生産型農業振興のための農地利用を図るほか、遊休農地等にさやいんげん等の省力型作物や飼料作物の導入を進める。
③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況
別紙様式のとおり

（注）（1） 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記入する。

（2） 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記入する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調査

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備事 業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
E 地区	泊地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.8ha	0.8ha	0.8ha	0.8ha	大船渡市	H24～H25	40人 （13世帯）	都市計画 区域外	移転促進区域面積1.3ha、都市 計画区域外、58人（20世帯）、 移転跡地：防災緑地、植林
C 地区	田浜地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.7ha	0.3ha	0.3ha	0.2ha	大船渡市	H24～H25	39人 （12世帯）	都市計画 区域外	移転促進区域面積0.6ha、都市 計画区域外、60人（18世帯）、 移転跡地：防災緑地、植林
G 地区	上甲子地区	その他施設 の整備に関 する事業	事業施設 用地	34.0ha	28.6ha	34.0ha	28.6ha	五葉山太 陽光発電 合同会社	H25～H26	—	都市計画 区域外	—
J 地区	清水地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.7ha	0.2ha	0.2ha	0.1ha	大船渡市	H24～H25	23人 （6世帯）	非線引き 都市計画 区域用途 地域外	移転促進区域面積1.0ha、非線 引き都市計画区域用途地域外、 54人（19世帯）、移転跡地： 漁業水産系用地
K 地区	小河原地区	集団移転 促進事業	住宅地	2.2ha	1.8ha	0.3ha	0.3ha	大船渡市	H24～H26	123人 （41世帯）	非線引き 都市計画 区域用途 地域外	移転促進区域面積4.7ha、非線引 き都市計画区域用途地域外、462 人（154世帯）、移転跡地：漁業水 産系用地、防災緑地、住居系用地
L 地区	浦浜南地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.8ha	0.3ha	0.8ha	0.2ha	大船渡市	H24～H26	30人 （11世帯）	都市計画 区域外	移転促進区域面積1.2ha、都市 計画区域外、77人（24世帯）、 移転跡地：防災緑地、植林

M地区	峰岸地区	集団移転 促進事業	住宅地	1.5ha	1.0ha	—	—	大船渡市	H24～H26	63人 (21世帯)	非線引き 都市計画 区域用途 地域外	移転促進区域面積1.1ha、非線 引き都市計画区域用途地域外、 84人(28世帯)、移転跡地：漁業 水産系用地
<u>D地区</u>	<u>崎浜地区</u>	<u>集団移転 促進事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>1.2ha</u>	<u>0.4ha</u>	<u>0.4ha</u>	<u>0.1ha</u>	<u>大船渡市</u>	<u>H24～H26</u>	<u>90人</u> <u>(21世帯)</u>	<u>都市計画 区域外</u>	<u>移転促進区域面積2.0ha、都市 計画区域外、171人(46世帯)、 移転跡地：防災緑地、商業系用地</u>
計				<u>41.9ha</u> 40.7ha	<u>33.4ha</u> 33.0ha	<u>36.8ha</u> 36.4ha	<u>30.3ha</u> 30.2ha			<u>408人</u> 318人 <u>(125世帯)</u> (104世帯)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記入する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記入する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記入する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記入する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記入する。

2 調整措置概要

地区名：E 泊地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は、合併処理浄化槽により処理するため、周辺農地での営農に支障は生じない。周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地の排水は、合併処理浄化槽により処理するため、周辺農地での営農に支障は生じない。周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：G 上甲子地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	団体営草地 開発事業	五葉牧野	大船渡市 農業協同 組合	49.6ha	S45～ S47	28.6ha	完了	補助	当市復興計画に掲げる「防災まちづくり」の推進における重要施策：再生可能エネルギーの活用・導入促進による安定的な電力の供給により、災害に強い都市基盤の形成や地域特性を生かした産業振興を図るためには、再生可能エネルギーを活用した電力の供給拠点施設となる大規模メガソーラー発電施設の立地と、当該施設用地・事業面積の確保を津波浸水リスクが極めて低い地域において図る必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないところである。 また、当該事業受益地は、放射性物質の被害により放牧事業が中止されており、除染作業の実施も困難な状況にある。 なお、当該事業受益地に大規模メガソーラー発電施設を整備することについては、大船渡市農業協同組合、大船渡市農業委員会及び大船渡市農林水産部農林課と調整を了している。
2	公社営畜産 基地建設事 業	五葉牧野	岩手県農地 管理開発公 社(現公益 社団法人岩 手県農業公 社)	33.5ha	S60～ H元	25.7 ha	完了	補助	当市復興計画に掲げる「防災まちづくり」の推進における重要施策：再生可能エネルギーの活用・導入促進による安定的な電力の供給により、災害に強い都市基盤の形成や地域特性を生かした産業振興を図るためには、再生可能エネルギーを活用した電力の供給拠点施設となる大規模メガソーラー発電施設の立地と、当該施設用地・事業面積の確保を津波浸水リスクが極めて低い地域において図る必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないところである。 また、当該事業受益地は、放射性物質の被害により放牧事業が中止されており、除染作業の実施も困難な状況にある。 なお、当該事業受益地に大規模メガソーラー発電施設を整備することについては、大船渡市農業協同組合、大船渡市農業委員会及び大船渡市農林水産部農林課と調整を了している。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺農地については、放牧のための草地管理に対する影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
事業の進捗に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。									

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了(昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了)したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。

- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記入する。

地区名：J 清水地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は、漁業集落排水施設に接続することにより処理する。 雨水排水については、道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
 中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
 は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
 その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
 により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
 る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾー
 ニングの予定時期について記入する。

地区名：K 小河原地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続し、機能を損なうことのないかたちで団地整備を行うため、周辺農地に影響はない。 農業用水については、当該施行区域内に用水路はなく、また、排水路についても、機能を損なうことのないかたちで団地等の整備を行うため、周辺農地に影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：L 浦浜南地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：M 峰岸地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
該当なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：D 崎浜地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	崎浜地区	大船渡市

図面記号							
D地区							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市 計画法
	大船渡市三 陸町越喜来 字仲崎浜	121番9	畑	畑	474	農用地区域内	都市計画区域外
	大船渡市三 陸町越喜来 字仲崎浜	121番10	畑	畑	530	農用地区域内	都市計画区域外
	大船渡市三 陸町越喜来 字仲崎浜	125番2	畑	畑	3,312	農振地域内 農用地区域外	都市計画区域外
	計	4,316㎡（田－㎡畑4,316㎡）					
転用することによって 生ずる付近の農地作物 等の被害の防除施設の 概要		住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続し、 従前の機能を損なうことのないかたちで団地整備を行う。 農業用水については、当該施行区域内に用水路はなく、また、排水路についても、従前 の機能を損なうことのないかたちで団地等の整備を行う。 法面保護等を行うことにより、土砂の流出・崩壊を防止し、耕作に影響を与えないよう 事業を適切に実施する。					